

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号 制度の在り方」 事業者ヒアリングご説明資料

2025年7月7日

楽天モバイル株式会社

電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| 1. 認定基準の追加関係 | ----- | P.3 |
| 2. 卸元事業者への義務付け関係 | ----- | P.4-6 |
| 3. その他 | ----- | P.7 |

認定基準の追加関係

検討事項に係る論点（案）

1. 規律の対象となる電気通信番号の種別
 - ❑ 令和6年答申以降も、特殊詐欺に利用された電気通信番号種別の推移について、その傾向に大きな変化はないことから、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とする方向性でよいか。
2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類
 - ❑ 総務省において申請者の役務継続性を確認するため、電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求め、需要見込みや資金計画等について審査することが考えられるか。
3. 提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高い者の要件
 - ❑ まずは、いわゆる「受け子」のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として窃盗罪（累犯を含む。）により処罰された者を省令で規定することが考えられるのではないか。
 - ❑ その他、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、当該役員が認定の取消し後すぐに新たな別法人を立ち上げて認定申請をするような場合を排除するため、「その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件」として省令に規定することが考えられるか。

回答

- 規律の対象を、固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号とする点について、異論ありません。
- 「2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類」につきましては、特殊犯罪等の犯罪防止の観点から役務継続性の審査は重要であると認識しております。一方で、申請者にとって過度な負担とならないよう、**提出様式や記入要領等の整備、及び審査基準の明確化等の負担軽減措置をお願い申し上げます。**

卸元事業者への義務付け関係（1/3）

検討事項に係る論点（案）

4. 役務の継続性があると認められる基準

□ 事業継続期間

- 令和6年答申においては、「卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合」が、役務継続可能性のひとつの基準とされている。このような過去の議論を踏まえ、総務省令で定める事業継続期間としては「6ヶ月」とする方向性でよいか。

□ その他の要件

- 令和7年改正法においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として、申請者の役務継続性を確認することとしたことから、
 - 令和7年改正法施行後に総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合については、その事実を確認することをもって、役務継続性の確認としてよいのではないか。
- また、新規参入事業者について、事業継続期間によらず役務継続可能性があるものと判断できる場合としては、例えば、
 - 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合
 - 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合が考えられるのではないか。
- その他にも事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件があるか。

回答

- 卸先事業者の役務の継続性があると認められる事業継続期間の基準を6ヶ月とする点について、異論ありません。
- 事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できるその他の要件として例示されているものについて、異論ありません。
- グループ企業での事業実績や従事経験者との人的繋がりを持たない、新規参入事業者や海外事業者等の参入を過度に抑止しない観点から、役務継続の前提となる財務基盤を示す客観的な指標として、「事業者が一定の資本金を有している場合」を、事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件として追加することを提案いたします。

卸元事業者への義務付け関係 (2/3)

検討事項に係る論点 (案)

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

- ❑ 令和6年答申では、犯罪捜査から免れるため短期間で休業状態になるような者を電気通信番号使用計画の認定から排除するため、「卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効」とされ、その制限の数については、「電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある」とされている。
- ❑ 警察庁資料によると、令和5年以降に把握した悪質事業者の利用停止番号数の中央値は58.5である。このような情報を踏まえ、卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする方向性でよいか。
- ❑ 中には利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもあるが、同資料の注釈にあるように、これはあくまで当該事業者が契約する電話番号のうち利用停止の措置を受けたものの数であり、卸提供される番号数としては、もう少し大きな単位であると推察されるところ、50番号で一定の効果が得られると考えられるか。

回答

- 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数を制限すること、及びその基準を50番号とすることについて、異論ありません。

卸元事業者への義務付け関係 (3/3)

検討事項に係る論点 (案)

6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

- 卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無
 - 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定の受けていることについては、以下によって確認をすることが考えられるか。
 - 卸先事業者が総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている事業者である場合には、当該事業者から認定証の提示を受けること
 - 卸先事業者がみなし認定事業者である場合には、当該事業者が作成した標準電気通信番号使用計画及び当該事業者の電気通信事業者としての登録証・届出証の提示を受けること
 - なお、その場合、現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号や認定を受けた電気通信番号の種別等の情報が記載されていないため、卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも、認定証の様式について見直しが必要か。

- 卸先事業者の役務継続性の有無
 - 4.の論点 (案) に記載した4つの基準については、それぞれ、以下の提示を受けることによって確認することが考えられるか。
 - a. 電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上であること：サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること
 - b. 総務省から直接認定を受けていること：電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること
 - c. 既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合：親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること
 - d. 役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合：当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）

回答

- 卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定有無及び役務継続性有無の確認を、論点(案)に示された方法で、卸元事業者が履行することについて、異論ありません。
- 事業継続期間によらず役務継続性があるものと判断できる要件に、「事業者が一定の資本金を有している場合」を追加する場合においては、その確認方法に、「**事業者が一定の資本金を有していることを証明する書類（登記簿謄本等）の提示を受けること**」を追加いただく必要があると考えます。

検討事項に係る論点（案）

7. その他

- その他、令和7年改正法の内容と整合や規定の明確化を図るため、電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う。
- 例えば、令和7年改正法では、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合には、卸元事業者に対して、卸先事業者が一定の要件に適合することの確認が義務付けられたところ、この取組が適切に講じられることを担保するため、総務省においても卸元事業者・卸先事業者の関係をこれまで以上に把握する必要性が高まっている。令和6年答申も踏まえ、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることが考えられる。

回答

- 卸元事業者と卸先事業者の関係性を把握する目的において、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めることを電気通信事業報告規則に定めることについて、異論ありません。

Rakuten Mobile